

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 8 年度第 1 回芦屋市多機関協働推進委員会
日 時	令和 8 年 7 月 1 5 日 (水) 午後 1 時半から 3 時半
場 所	芦屋市消防庁舎 3 階多目的ホール
出 席 者	委 員 長 平野 隆之 委 員 吉田 督、中西 貴夫、藤川 喜正、谷 仁、上田 利重子、石田 享子、山崎 元輝、山本 眞美代、株本 就子、中島 匠、佐藤 菜穂子、山田 弥生 欠席委員 加藤 力敬、穴瀬 好、三芳 学 委員以外 芦屋市社会福祉協議会 三谷 百香、宮平 太、針山 大輔、和田 真砂子 こども福祉部福祉室障がい福祉課 下條 純 こども福祉部福祉室高齢介護課 永田 佳嗣
事 務 局	こども福祉部福祉室地域福祉課 森本 真司、吉川 里香、堂ノ前 貴洋、亀岡 菜奈、岡本 ちさと、山口 創平
会議の公開	公開
傍 聴 者 数	1 人

1 会議次第

(1) 開 会

【委員会の成立について】

開始時点で委員 1 6 名中 1 3 名の出席を確認

(2) 委員委嘱

(3) 委員及び事務局の紹介

(4) 議 事

① 重層的支援体制整備事業の取組について

② 第 5 次芦屋市地域福祉計画について

③ その他

(5) 閉会

2 提出資料

事前資料 1 令和 7 年度重層的支援体制整備事業関連の取組の経過

事前資料 2 令和 7 年度重層的支援体制整備事業における取組と課題

事前資料 3 3 分野の計画統合に関する考え方

事前資料 4 3 分野の計画統合に係る検討資料 (グループワーク資料)

当日資料 1 令和 7 ～ 8 年度 多機関協働支援会議のプロセス 委員会終了後回収

3 審議内容

(事務局 吉川)

ただいまより、令和 8 年度第 1 回芦屋市多機関協働推進委員会を開催いたします。

司会進行は、平野委員長にお願いいたします。

(平野委員長)

本日の議事は大きく2つございます。1つ目は、令和7年度の重層的支援体制整備事業の取組について、2つ目は、現在策定が進んでいる第5次地域福祉計画について議論していただきます。この計画は3計画を統合する大きな取組となっています。それでは、議題1つ目の令和7年度の重層的支援体制整備事業の取組について、事務局より報告をお願いいたします。

議事① 重層的支援体制整備事業の取組について

(事務局 亀岡)

議事1つ目の「重層的支援体制整備事業の取組について」、事前資料1-1、1-2及び当日資料1を用いてご説明いたします。

まず、事前資料1-1に沿って、令和7年度に実施した重層的支援体制整備事業の取組についてご説明いたします。この資料では、重層的支援体制の検討を進めていく上で実施している各会議体において、どのような取組を実施してきたかをお伝えするものです。各会議体の名称は左端に、左から右に向かって時系列で記載しております。

各会議体の関係性についてですが、資料右下の点線で囲まれた図のとおり、真ん中のA「重層的支援のチーム会議」を中心に重層的支援の検討を行っており、チーム会議では大きく「ケースの対応」と「事業・施策の対応」の2つを担っています。

「ケースの対応」では、相談が入った場合に多機関協働が必要かどうかの選定を行い、必要に応じてB「多機関協働支援会議」を開催するほか、高齢分野・障がい分野等の他部門の会議に参加しています。また、「事業・施策の対応」では、多機関協働・参加支援・地域づくりの推進に向けた検討を行い、その内容をC「多機関協働推進委員会」及びD「福祉のまちづくり委員会」に報告し、いただいたご意見を施策検討に生かすという、報告と実践のサイクルを回しています。

A「重層的支援のチーム会議」の令和6年度からの主な変更点としては、検討事項の増加に伴い、開催回数を月1回から2回に増やしたこと、また市内の社会資源情報を気軽に入手できるよう、LINEのオープンチャット機能を活用した情報共有・情報交換のプラットフォームを構築したことが挙げられます。さらに、参加支援の新たな取組として、参加支援川柳の発信や、参加支援通信の配信を予定しております。

B「多機関協働支援会議」では、ケース検討が必要になったときに実施する随時型と、定期的で開催している定例型があります。

随時型については、後ほど詳細をご説明しますので、ここでは定例型についてご説明します。定例型は相談支援に携わる専門職の皆さまにご出席いただき、制度やサービスの利用だけでなく、参加支援を意識した顔が見える関係づくりも含めて、広く参加支援の意識づけに取り組んでいます。

令和7年度は、住民と専門職のつながりに向けて、日頃の業務や支援から、エリアを意識し

て取り組むために、各圏域を担当する支援者ごとに参加いただき、その圏域でよくある事例などをベースに、参加支援について考える機会を設けました。

C「多機関協働推進委員会」は、皆さんにご出席いただいているとおり、年3回実施している会議体になります。1回目は一体的に実施している生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業と、重層的支援体制整備事業に基づく社会参加推進事業が、どのようなプロセスを経て、今のカタチになっているか振り返り、これからの社会参加につなげていくために「レシピ」を作成しました。2回目の生活困窮者自立支援専門部会では、実際のケース事例を紹介し、実績報告を行う中で、支援の成果が見える資料を作成したら良いのではないかというご意見をいただき、リーフレットの作成につながりました。3回目は、社会参加推進事業と就労準備支援事業の各事業の活用タイプを整理することで、利用者を両輪で支えて、つながりが継続できる仕組みになっていることを確認しました。

最後に、地域づくり関連の会議体としてFとDがあります。F「地域づくり関連の会議」では、先ほどのB「多機関協働支援会議」の定例型のところでもご説明しましたが、エリアを意識し、専門職と住民のつながりを目指していることから社会福祉協議会を中心に「縁ノ場」という地域の活動者と専門職が集まるプラットフォームを活用し、地域の社会支援や福祉などについて話し合いをしています。

D「福祉のまちづくり委員会」では、地域の活動者の皆様にご出席いただき、芦屋市における地域福祉の目標として「孤立しない・させないまちづくり」に向けて、リーダーが育つ組織づくりや団体間の連携のあり方について協議しました。昨年度からは地域支え合い推進委員と会議の振り返りや会議デザインを一緒に行い、この委員会でのご意見を地域での実践に生かすサイクルにつなげています。

A「重層的支援のチーム会議」で重層的支援体制整備事業の全体を把握し、B「多機関協働支援会議」及びC「多機関協働推進委員会」を中心に多機関協働・参加支援について協議し、F「地域づくり関連の会議」及びD「福祉のまちづくり委員会」では地域支え合い推進委員等を中心に地域づくりを推進しています。

(関係機関 針山)

続いて令和7年度6月までに開催しました、B「多機関協働支援会議」の随時型について、報告いたします。

令和7年度は全部で5回会議を開催しました。令和6年度に引き続き、年度初めに異動してきた関係機関の方々などに集まっていただき、顔の見える関係づくりとともに、多機関協働が必要と思われる事例の相談窓口の周知を行う研修を開催しました。

開催した会議の中から、こどもを含む世帯を対象に行った会議の事例を紹介します。

1つ目は、高校卒業後に一般就労を希望しているが、本人が抱えるしんどさを家族がうまく受け止められていない事例について会議しました。主な協議内容は、本人が自分の特性をどのように理解・受け止めているか、両親の理解の状況、世帯丸ごとで見た時に誰がキーパーソン

になるのか、これまでのアプローチの経緯と今後の方向性について協議しました。

2つ目は、ひとり親家庭で不登校のこどもがいる世帯の事例です。親と子がけんかをする場面を見た地域住民の心配の声から開催されたケースです。関係機関が把握する普段の様子やこどもが抱える思いを共有し、世帯丸ごと支援していくための支援の方向性を協議しました。3つ目は、介護が必要な母親、障がいがある息子、父親、娘の多問題・複合課題を抱える4人世帯の事例です。娘が母親の世話を担う機会が多く、進学や就職など将来の選択肢や成長の機会が制限されている可能性があることから、娘への負担軽減や家族全体への支援のあり方を検討するための会議が開催されました。この会議を経て、決定・実行された5つの取組について紹介します。1つ目は、これまで関わりが少なかった地域包括支援センターのケアマネジャーと同行訪問を行い、母親が利用する障がい福祉サービスの併給についての検討を開始しました。2つ目は、毎週母親を訪問している支援者が娘と接する機会を最も多く持っていたことから、適切な機会を捉えて娘本人の意向を確認する方針をチーム全体で共有しました。3つ目は、学校関係者が連携し、娘の希望やケアへの関わり方、今後の意向について、娘本人から直接話を聞く方針をたてました。4つ目は、寝たきりで外出が困難な母親の希望を叶える支援を行いました。5つ目は、学校関係者が福祉との連携の重要性や期待をより強く認識しました。その結果、その後も児童・生徒に関するケースについて継続的に相談が寄せられるようになり、多機関による支援体制の強化につながりました。

(事務局 亀岡)

引き続き事前資料1－2を御覧ください。今までの報告を踏まえて、令和7年度の重層的体制整備事業の成果と課題について整理をしました。

成果としては、多機関協働相談窓口への相談が増加したこと、学校の先生方への研修機会をいただくなど学校関係とのつながりができたこと、さらに複合的な課題を抱える世帯の相談について、地域ケア会議など他の会議体の機能・役割に応じた適切な振り分けができたことが挙げられます。また、多機関協働相談窓口への相談が様々な分野から寄せられるようになっており、窓口が「困ったときの選択肢の一つ」として浸透しつつあることも成果と捉えております。多機関協働支援会議の随時型を通じて、世帯を丸ごと見る視点や参加支援の方向性が参加者間で共有されてきたことも、重要な成果です。

課題としては、3点挙げられます。1点目は、専門職のエリア性意識の浸透が難しいことです。エリアごとの定例会議を継続しながら、地域づくりとの関連も意識した展開を検討してまいります。2点目は、養育能力や経済能力が低下している世帯への予防的な関わりの必要性です。世帯丸ごと支援の視点をいかに広げていくかが課題です。3点目は、家族アセスメント力の向上の必要性です。

(平野委員長)

資料1－1を御覧ください。9月に開催された会議を整理すると、9月19日にC多機関協働推進委員会の生活困窮者自立支援専門部会、9月12日にB多機関協働支援会議の定例会議、

A重層的支援のチーム会議が9月2日をはじめに3回あり、F地域づくり関連の会議として、縁ノ場の振り返りがあります。

また、10月も整理すると、10月17日にB多機関協働支援会議の随時型があり、10月16日、27日にA重層的支援のチーム会議があります。そうすると、A重層的支援のチーム会議は、この2か月間で5回開催されており、他の会議もあるわけですから、事務局のメンバーは多忙なように感じますが、どうでしょうか。この多機関協働推進委員会で、職員の方々に過度な負担があることも、議論しておいたほうが良いかと思います。

(関係機関 針山)

今年度から、A重層的支援のチーム会議は、全体的に協議・検討するボリュームが増えたので、月1回から2回に変更しました。しかし、時間の余裕はなく、集まるたびに進捗状況を確認し、議題を整理して、時間が来たら終わりとし、毎回積み残しがある状況です。

(平野委員長)

構造としては、個別の課題と広い課題、絶えず目的が2種類になっています。例えばA重層的支援のチーム会議では、赤色と緑色の上下に機能が分かれていますし、B多機関協働支援会議では、定例型と随時型のように分かれています。それぞれ担当ケースの中で、役割分担しているのでしょうか。

(関係機関 針山)

分担はしておりません。チーム全員が多機能的な役割を果たしています。

(平野委員長)

この構造はうまく機能しています。最近では、D福祉のまちづくり委員会の課題も反映させる取組もしています。社会福祉協議会としても大きな負荷があるのではないのでしょうか。

(山崎委員)

社会福祉協議会は幅広く業務に関わっていますが、過重負担にはなっていないと思っています。報告の中で、学校関係者による福祉に対する期待感と連携の必要性向上とありますが、個人的には、以前教育委員会にいたこともあり、学校と福祉の連携がより発展していけばいいなと思います。

(平野委員長)

9月、10月の2か月を振り返ると、ケースの解決に向けて非常に機能的に運営されており、会議の目的が明確に整理されていることがわかります。同じケースを長期にわたって抱え込み、繰り返し会議を重ねるのではなく、体系的な整理が十分に行き届いています。本会議は評価を行う場でもありますが、まず運営が適切になされていることを確認いたしました。山田委員いかがでしょうか。

(山田委員)

日々さまざまな事案が発生する中で、それらをきちんと体系的に解決していく流れが構築できていることは、皆様の日々の御尽力によるものと認識しており、深く感謝申し上げます。

それぞれの会議に明確な役割があり、それらを適切に関連づけながら、個別の課題解決、ひいては地域全体の課題解決へとつながっていくという仕組みが出来ていることは意義のあることだと感じました。

(平野委員長)

藤川委員いかがでしょうか。

(藤川委員)

重層的支援チームへの相談が増加したとのことですが、実際にどのような相談が、どの程度寄せられているのか、また対応の結果、他の窓口や機関にお戻りするようなケースもあったのか、件数や相談の内容・レベル、どの範囲を対象として想定しているのかについて、お聞かせいただけますでしょうか。

(平野委員長)

今回は結果的に重層的支援会議に持ち込まれているケースについてのお話でしたが、全体の件数の中には、地域ケア会議など既存の別の会議で対応しているケースも相当数あるのではないかと質問かと思います。実際の状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

(関係機関 針山)

正確な件数はすぐにお伝えはできませんが、重層的支援のチーム会議において、多機関協働支援会議へ展開するかどうかを判断したケースは、概ね 10 件と認識しております。具体的には、要保護児童対策地域協議会で対応中の事例については当該会議では取り扱わないと判断するケースや、多機関協働支援会議として開催するには情報が不十分と判断し、まず地域ケア会議にて対応しているケースがございます。

(平野委員長)

重層的支援チームへの相談が 10 件程で、そのうち、多機関協働支援会議の随時型につながったものが 5 件ということで、総合相談の窓口に来ている件数は、もっと多いわけですね。

(関係機関 三谷)

総合相談窓口へは年間 350 件程度の相談が寄せられており、それぞれ関係機関へのつなぎを行っております。その中で、多機関による協議が必要とされるケースについては、重層的支援のチーム会議でスクリーニングを行い、多機関協働支援会議の随時型につないでおります。

また、一つのケースを多機関協働支援会議で取り扱う中で、類似した別のケースが新たに把握されることも少なくなく、次の相談へとつながっていく、いわゆる「芋づる式」の展開が生じることもございます。

(平野委員長)

次回の生活困窮者自立支援専門部会では、重層的支援チームに相談が寄せられた際に、多機関協働支援会議の随時型へ展開するか、あるいは他の会議に振り分けるかを判断するスクリーニングの基準やフローについて、モデル的な形でもよいので、御紹介いただけると理解しやすいかと思います。

当日資料1の3つの随時型会議について、議論します。佐藤委員お願いします。この場で、少し情報提供とともに、ここで議論したほうがいいことがあればお願いいたします。

(佐藤委員)

私は着任して3年目になりますが、当初はスクールソーシャルワーカーを市全体で1名の配置で、月1回11校を巡回しておりました。現在は、精道校区、潮見校区、山手校区の全ての校区に3名のスクールソーシャルワーカーを配置し、月3回各学校を訪問することで、各校の状況が把握できるようになっております。

また、学校として、総合相談連絡会に参加することを契機に、関係機関との多様なつながりが生まれたと思っております。私も去年2月の多機関協働支援会議の随時型に出席した際、こんなふうに支援が進むのだとすごく驚き、感動して帰ってきました。

学校では、生徒指導と教育相談は一体的に考えることが示されていますが、どうしても目の前の事案対応が優先されがちで、こどもの背景を読み解くアセスメントや家族全体を把握するという視点が十分に育っていないと感じております。

また、学校の中には、心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家スクールソーシャルワーカーがおりますが、それらにつなぐ役割の方が育っていません。そのため、現在はそのつなぎ役として教育相談コーディネーターの養成研修を進めているところです。そのような立場の教員がこの研修を通して、困り事を抱えた方への支援がどのように展開されるのかを学んで学校に持ち帰り、校内で広めていただけることを期待しております。

教育委員会でも福祉との連携が進んでいるところですが、教育委員会と福祉の連携をより積極的に発信していきたいと考えております。引き続き連携を深めていくためにも、重層的支援のチーム会議でスクリーニングしていただき、多機関協働支援会議の機会を設けていただければと思います。また、1回の会議で1・2か月先の支援方針まで決定しても、実際には思うように進まない場合もあることから、2回・3回と継続的に会議を重ねることも重要だと考えます。これまで小学校では6年生を卒業させたら担任の関わりが終わり、中学校でも3年生の卒業をもって終了となりがちでしたが、そうではなく、学校段階を超えてより広い視点で、こどもや家族を見守り続けられるつながりを構築していくことが重要だと考えております。

(平野委員長)

継続的支援は大事です。多機関協働支援会議の随時型として扱ったケースについて、その後をフォローするような継続した会議をしているという理解でよろしいですか。

(関係機関 針山)

継続的な会議は出来ていません。チームの課題と考えています。

(平野委員長)

わかりました。中島委員、何か全体の感想や意見をお願いします

(中島委員)

まず、こども家庭・保健センターの立場としては、要保護児童対策地域協議会の枠組みを有

していることから、以前にもこの場でお話ししましたが、住み分けが難しいと感じております。私自身の整理としては、緊急性が高く早急な対応が必要なケースは要保護児童対策地域協議会の枠組みでスピード感を持って対応し、一方で即座に解決できない複合的な多問題を抱えるケースについては、時間をかけて多機関協働支援会議で取り扱うものと考えております。

しかし、自分たちの会議では、家族支援の視点を持てていないこともあるため、世帯まるごとの意識を持って、支援を進めていきたいと思っています。

(平野委員長)

要保護児童対策地域協議会と重層的支援体制整備事業での会議の住み分けについては、これまでも継続的に議論をしてきましたが、先ほど挙がりましたように複合的な多問題を抱え長期的な関与が必要なケースについては、入り口が仮に要保護児童対策ケースであったとしても、その後の対応は重層的支援の枠組みで取り扱うことが適切な場合もあると考えます。地域において「危ないかもしれない」という感覚が生じており、現時点では虐待通報には至らないものの、将来的にそのおそれがあるといった予防的な段階においては、要保護児童対策の枠組みは手続き上の負担が大きく、活用しにくい面があります。そのような長期的・予防的なケースについては、重層的支援の会議で対応することも選択肢の一つではないかと考えます。以前、多機関協働推進会議において、山本委員に紹介いただいたケースで、2階の足音がうるさいという、精神に問題を抱える方についての話がありました。予防的に、周りから見てトラブルが起こりそうという時、特にこどものケースの場合は、住み分けのもう一つの類型として、位置づけていいのではないかと思います。

(中島委員)

要保護児童対策の枠組みで予防的な動きをすることもありますが、ケアし切れないケースはあると思います。そういった不足分というか、補足的な使い方ができるのであれば、我々としては非常にありがたいですし、現在も困っている方の支援にもつながると思います。

(平野委員長)

関係機関の中で役割を整理することは大事です。

民生委員のお立場として、山本委員何か御意見はありますか。

(山本委員)

私たちは、主任児童委員会を2か月に1回程開催しています。会議に挙がってくるこどもの状態や支援の方向性について、協議しています。また、年に1回福祉を高める運動研究会として、高齢者、母子父子家庭、困窮者等の問題を抱える方の支援について協議しています。これらの会議では、様々なケースがあり、本当に大変だなと思っています。困ったときは、社会福祉協議会をはじめ専門機関に相談しています。

(平野委員長)

谷委員いかがでしょうか。

(谷委員)

権利擁護支援センターで、高齢者や障がい者の方の虐待対応に携わっています。その中で、世帯としてこどもの関係機関とも関わることもあり、会議や情報共有の場面もありますので、多くはないですが、連携ができていると感じています。

個人的な感想としては、多機関協働支援会議に出席した際に、教育関係者の方、校長先生や現場の先生方がたくさんいらっしゃって、とても印象深かったです。これまで教育関係の方お集まりになることはあまりなかったので、とても驚きました。

(平野委員長)

雰囲気はどうでしたか。

(谷委員)

最初は緊張感がありましたが、皆さんの発言が出る中で、教育関係の方も積極的に発言されていたので、雰囲気はよかったと思います。ただ、先ほどからも出ていますが、福祉の視点については、これまでの職業柄そまでお持ちでなかったこともあり、福祉の支援者のさまざまな意見をお聞きいただくことで、現場の意識や認識を共有する場になっていたのも、とてもよいことだと思っています。今後も引き続き参加いただくことで、意識が変わっていくと思いますし、支援者としても、停滞しているケースの糸口を見つけたり、支援の展開に風穴を開けたりすることが期待できる会議でもありますので、大変かとは思いますが、引き続き継続していただければと思います。

(平野委員長)

先日、他市の重層的支援会議にオブザーバーとして出席した際、家族の半数以上に精神上的課題があり、児童相談所も関わる複雑な事例がありました。参加支援の担当者がメイクの専門家だったこともあり、「それではギャルメイクをしましょう」という話になったとき、こどもの関係機関は大変驚かされていたそうです。先生方の常識からすると、「不良になったらどうするのか」という懸念もあるかと思います。しかし、大変な状況の中で娘さんが自分の願いを言い始めたこと自体が大きな一歩であり、それを大人が無視せずに地域全体で受け止めようとした点は、非常にレベルの高いアプローチだと思いました。参加支援は、皆で一緒に協力することが大切であり、相談を受けた側が一对一で考えていくだけでは関係が広がりません。こういった視点もとても重要だと感じました。吉田委員いかがでしょうか。

(吉田委員)

こどもが自分の意思で行動できている場合は問題ではありませんし、尊重するべきだと思います。しかし、こどもは人生経験が少なく、情報も限られていることから、それしか選択肢がないと思い込んでいるのであれば、可能性を潰してしまうことになります。多機関協働支援会議の随時型では、さまざまな選択肢や知識を提供しながら大人がサポートすることで、こどもたちの可能性を潰さないという活動をされているように感じましたので、大変感服しております。

(平野委員長)

課題のうち、エリア性意識の浸透が難しいという話の中で言うと、学校はエリアごとにありますが、この学校と連携していったほうがよいとか、エリアで展開するといった発想では成立していないということでしょうか。

学校との連携という話でいくと、ケースが起こらないと関係が成立しません。学校と、例えば今回の研修などで、既に起こったケースをもう一度振り返るとか、今問題が起こっていないくても、学校との話し合いは出来ます。

つまり、市全体として一気に考えていくという方法と、ある地域の学校の中で、例えばスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが積極的に取り組みたいという気配を感じたときに関わっていくという戦略も、エリア性を意識するということではないかと思います。問題が起こって、その背景にエリアがあるということまでの展開は難しく、出現率などの問題もありますし、配置されているスクールソーシャルワーカーや学校の先生たちが取り組んでみたいと思うところを重点的にというのも大変です。具体的な課題を解決するだけで精いっぱいになってしまうように思います。エリア性を意識するためには、意図的に何かを仕掛けないと難しいと思います。

(関係機関 針山)

はい。ここで課題としているエリア性の浸透というのは、参加支援を考えていく際、暮らしている世帯が地域との接点を見逃せないという考えから、エリア制を意識しようと目標設定しました。

例えば、複合的な課題を抱えているこどもがいる校区・エリアで、専門職同士が連携し、地域住民の方にもお力をお借りすることになれば、エリア制のような意識は必要だと思います。方向性としては、先生の御指摘いただいたことを意識しているつもりですが、なかなか浸透が難しいというところです。

(平野委員長)

佐藤委員いかがでしょうか。

(佐藤委員)

学校は自分のところだけで抱え込んでしまいがちです。担任が抱え込む、学年が抱え込む、学校の誰かが抱え込むなど、地域のリソースが何であるかというところもまだまだ浸透していないところがあります。今回の夏の研修会も含めて、こういうことが起こった時にはこんなところがありますよ、というような周知の場を設けることは、考えていかなければならない課題だと思います。

学校や担任の思い、こどもの思いがあってこそその支援になりますので、こちらから多機関との連携を働きかけてもうまくいかない気がします。学校の思いを大切にしながら、必要だと感じたところにつなげていくという方向性が最も重要だと思います。

(平野委員長)

次に議事の2つ目、第5次芦屋市地域福祉計画について、事務局よろしくお願いいたします。

議事②第5次芦屋市地域福祉計画について

(事務局 堂ノ前)

事前資料2-1「3分野の計画統合（(仮称)総合福祉計画）に関する考え方」を御覧ください。この3分野とは、地域福祉・障がい福祉・高齢福祉の各分野を指します。芦屋市では、これら3分野を統合した計画の策定を進めており、現時点での考え方を説明いたします。

計画統合の背景としては、複合多問題を抱える世帯への幅広い視点での施策検討の必要性、重層的支援体制整備事業を推進する中での分野横断的な一体的推進の必要性、社会福祉法改正における権利擁護支援の拡充への対応、担い手不足への対応、そして人口減少・高齢化・デジタル化等の急速な社会環境変化への対応が挙げられます。これらを踏まえ、芦屋市全体として目指す福祉の方向性を明らかにし、分野を問わず連携していくため、計画を統合することとしております。

裏面の「統合化の戦略」を御覧ください。地域福祉計画・障がい福祉関係の計画・高齢福祉の計画であるすこやか長寿プラン21はいずれも令和8年度で計画期間が終了することから、このタイミングを好機と捉え、令和9年度から統合した計画として推進するものです。

計画の柱として、「権利擁護の支援」「社会参加の推進」「地域づくり」の3つのほか、「連携の推進」「世帯丸ごと支援・家族アセスメント」「はざま問題への対応・支援者支援・協働体制の整備」などを加えた6つの領域で施策を検討してまいります。また、法定計画として必要なサービス量の確保についても記載する予定です。計画策定後の評価と改善についても検討してまいります。

続きまして、事前資料2-2を御覧ください。こちらは、地域福祉・障がい福祉・高齢福祉の各策定委員会において、3分野共通して取り組むこととして「権利擁護・意思決定」「社会参加・地域づくり」「世帯丸ごと支援」の3テーマでグループワークを実施した際の資料です。各委員からいただいた御意見を踏まえながら、今年度中に計画を策定してまいります。

(平野委員長)

上田委員いかがでしょうか。

(上田委員)

高齢部門として関わる中で、気になるお子さんや障がいのある方がいると、どこまで関与できるか、非常に難しさを感じながら業務に当たっています。そのような中で、「この方であれば相談できる」といった形で、関係機関と顔の見える関係が築けると、支援がしやすくなると考えます。それぞれの機関がつながる機会を持てるよう、研修等を通じた交流の場があるとよいと思います。顔の見える関係を作り、重層的支援チームに頼るだけでなく、それぞれの機関が協働して課題を解決する力を高めていくことも重要と考えます。また、重層的支援体制整備事業においては、一度相談をしたものの、その後の動向がわからなくなってしまうことがあります。

ます。モニタリング機能や評価の仕組みづくり、時間軸での進捗管理も必要だと感じました。

(平野委員長)

モニタリング機能について、事務局いかがでしょうか。

(事務局 吉川)

モニタリング機能をこの多機関協働での支援チームで持つのかは、もう少し議論が必要だと思います。

もともとこの多機関協働事業は、支援の主たるものにはならないという前提があり、コーディネートおよび調整を行う機能を持つものとしてスタートしております。そのため、主たる機関・担当者を決定し、その方が進捗管理をしながら自走していくことが理想だと考えています。そのような会議体にしていく工夫も必要ですし、そうなるまでの間は、伴走的に一緒に考える役割を、このチームが担うことも考えられます。

いずれにしても、モニタリング機能はどこかの場において必要であると考えておりますので、関係機関の御意見を伺いながら、検討してまいりたいと思います。

(平野委員長)

要モニタリングのケースについて、外部が主たる責任を持っているケースもあると思いますので、定期開催の際にフォローする形でもいいかなと思います。試行的に要モニタリングケースについて、研究していくことも大事だと思います。

先ほど佐藤委員からも、支援の先について、何らかの形で、フォローしていくほうがいいという話もありましたので、また検討をお願いします。

(石田委員)

若者相談センターの立場からすると、教育委員会・学校との連携が難しく、ひきこもりや不登校の児童・生徒が支援につながらないまま年齢を重ねてしまうケースが見受けられます。小学校段階でのひきこもりに関する情報も少なく、その後中学校に進学し、中学校を卒業した後どこに在籍しているのかが把握できない状況です。

早い段階で状況を把握し、学校の先生と連携しながら伴走型の支援を行うことができれば、長期的なひきこもりを防げるのではないかと感じています。

現在の取組としては、学校の会議に出向き、チラシを配布するなどして若者相談支援センターアサガオの紹介を行っています。直接的な勧奨は難しいものの、「こういった場所もあるので、何かあれば利用してみてください」という形での周知を進めています。しかし、実際にはなかなか来所につながらないのが現状です。教育委員会・学校と連携していければと思います。

(平野委員長)

株本委員、全体を通し、何か御意見ありますか。

(株本委員)

重層的支援体制整備事業において、普通の生活をより良くしたい、もっとこうしたいという思いを実現していく、地域参加・社会参加や地域づくりの分野でお手伝いできると考えます。

また、地域の人材や活動の場についても、社会福祉協議会や福祉関係の方々と情報を共有し合える仕組みをつくっていきたいと考えております。

(平野委員長)

中西委員、御意見、御感想をお願いします。

(中西委員)

重層的支援体制整備事業については、様々な課題を抱える方にとって有意義であり、安心感のある取組だと感じました。芦屋市地域福祉計画について、ハローワークの立場から申し上げます。ハローワークには65歳以上の高齢者からの相談が多く、高齢者の就労に対する生きがいの意識も高まっています。第5次芦屋市地域福祉計画においても、高齢者の就労機会の拡充が位置づけられています。他市での取組を紹介しますと、介護施設における面接会において、一般就労とは異なり、介護の経験や資格がない方でも従事できる業務を切り出し、短時間就労として提供することで、就労につなげるような取組を行っております。こうした取組を連携して進めていければと考えております。

(関係課 永田)

高齢者の方で、働きたいと思っている方が多いことは事実としてあります。しかし、芦屋市においては、求人の需要が少なく、高齢者の方が求める仕事と高齢者を求める企業とのマッチングを市単独で行うことは難しい状況です。そのため、ハローワークなどの関係機関と連携して問題に取り組めればと思います。加えて、(仮称)総合福祉計画においても、行政だけでなく、様々な機関が協力することが必要になりますので、今後ともよろしくをお願いします。

(平野委員長)

話は変わりますが、今後、権利擁護が非常に幅広く展開していくことについていかがでしょうか。

(吉田委員)

大幅な法改正となりますので、より良い制度になるよう、福祉関係者が協力して作り上げていく必要があると考えます。

(平野委員長)

ありがとうございました。

(事務局 吉川)

本日は長時間にわたりまして、様々な御意見をいただき、ありがとうございます。事務局で整理させていただいて、今後の取組に盛り込んで、進めていきます。次回は、生活困窮者自立支援専門部会を10月に開催したいと思います。改めて事務局から日程を御連絡いたします。

(平野委員長)

以上で本日の委員会を終了します。ありがとうございました。

閉会